

保護者様

町田市立七国山小学校

## インフルエンザによる出席停止扱いについて

お子様がインフルエンザにかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法の規定により、出席停止扱いとさせていただきます。

主治医から許可されるまで登校を見合わせ、十分休養してください。なお、療養期間中は欠席扱いになりません。

医師から登校の許可がおりましたら、保護者の方が下記の届に記入・押印をして、担任へご提出ください。（医師の証明は不要です）

### 出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

.....キリトリ.....

### インフルエンザ

### 登校再開届

令和 年 月 日

町田市立七国山小学校長様

年 組 児童氏名

保護者氏名

印

（ 月 日）にインフルエンザと診断され、 月 日から 月 日まで欠席しましたが医師から登校を許可されましたので本日より登校を再開いたします。

医療機関名（ ）

※この用紙に医師の証明は不要です。

## 「インフルエンザ出席停止期間」早見表

インフルエンザによる児童の出席停止期間は、次の通りです。  
「発症した後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまで」

発症日 発症後	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に 解熱	<b>発症</b>	<b>解熱</b>	<u>解熱後 1日目</u>	<u>解熱後 2日目</u>	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
発症後 2日目に 解熱	<b>発症</b>	<b>発熱</b>	<b>解熱</b>	<u>解熱後 1日目</u>	<u>解熱後 2日目</u>	発症後 5日目	登校 可能		
発症後 3日目に 解熱	<b>発症</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>解熱</b>	<u>解熱後 1日目</u>	<u>解熱後 2日目</u>	登校 可能		
発症後 4日目に 解熱	<b>発症</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>解熱</b>	<u>解熱後 1日目</u>	<u>解熱後 2日目</u>	登校 可能	
発症後 5日目に 解熱	<b>発症</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>解熱</b>	<u>解熱後 1日目</u>	<u>解熱後 2日目</u>	登校 可能

- ※ 発症日 ⇒ 医師に判断していただく。
- ※ 発症後5日 ⇒ 発症日は含まず、その翌日から5日間。
- ※ 解熱後2日 ⇒ 解熱した日は含まず(夜中や朝であっても)、その翌日から2日間。